広報うちこ
UCHIKO
お知らせ便
2011.12.15
vol.167

募集

五十崎の空に凧が舞う 凧絵を募集します

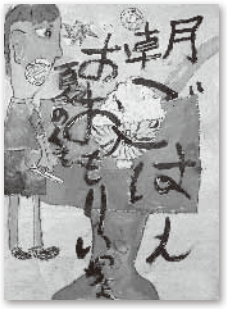

23年度俳画部門金賞
（中学生以下の部）

●**テーマ**　「風薫る（薫風・薫る風）」「めだか（緋目高・白目高）」「家族」のいずれか
●**部門**　①俳句②絵③俳画
●**応募用紙**（②・③）　縦76センチ×横64センチ（周囲1センチはのりしろ）の和紙または洋紙
●**審査・表彰**　部門ごとに中学生以下の部と高校生の部に分けて審査します。入賞作品は凧に仕上げ、24年5月5日の「いかざき大凧合戦」の際に贈呈します。
●**応募先**
①NPO法人凧ネット
http://www.ikazaki.ne.jp/haiku/
②③内子町観光協会（内子分庁・総合観光センター内）
●**応募締め切り**
24年2月29日（水）
●**主催**　内子町観光協会・子ども俳句凧の会
【問い合わせ】
内子町観光協会（内子分庁・総合観光センター内）
☎0893（44）3790

障害者職業訓練生を募集します

●**募集科目・定員**
《1年制》
①OAシステム科・12人
②グラフィックアート科・17人
③情報ビジネス科・14人
④インテリアCAD科・8人
《6カ月制》
①オフィスワーク事務科・14人
●**対象**　身体障害者
●**授業料など**　授業料は無料です（教科書などは自己負担）。通校が困難な場合は校内に寮設備があります。
●**選考日**　24年2月1日（水）
●**願書締め切り**
24年1月17日（火）
【申込・問い合わせ】
国立県営兵庫障害者職業能力開発校
〒664－0845
兵庫県伊丹市東有岡4丁目8
☎072（782）3210

放送大学 4月生を募集します

放送大学では24年度第1学期（4月入学）の学生を募集しています。

放送大学はテレビなどの放送を利用して授業を行う通信制の大学です。心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など幅広い分野を学べます。

詳しくは無料の案内資料をご覧ください。

●**出願締め切り**
24年2月29日（水）
【資料請求・問い合わせ】
放送大学愛媛学習センター
☎089（923）8544
http://www.ouj.ac.jp

催し

うちこ福祉館「わいわい喫茶」

手作りのお菓子を囲んで楽しくお話しませんか。気軽にお越しください。

●**日時**　1月4日（水）
午後1時～5時
●**場所**　うちこ福祉館
●**参加費**　無料
【申込・問い合わせ】
うちこ福祉館
☎0893（44）3410

せんの森雪山散策 ―雪景色と冬の星空

●**日時**　1月28日（土）
午後2時～9時
●**集合**　内子町役場内子分庁
●**内容**　真冬の小田深山渓谷の散策と千年の森頂上での星空観察
●**定員**　20人（先着順）
※どなたでも参加できます。
●**参加費**　1000円
●**持ってくる物**　弁当、飲み物、防寒着、長靴、タオルなど
※氷点下になることもありますので、十分な防寒装備でご参加ください。
●**申込締め切り**
24年1月20日（金）
【申込・問い合わせ】
内子町役場小田支所
☎0892（52）3111

内子町役場（代表）　☎0893（44）2111
内子分庁　☎0893（44）2112／小田支所　☎0892（52）3111
内子町ホームページ　http://www.town.uchiko.ehime.jp/

お知らせ

住民税・国保税の特別還付金を給付します

国は年金型生命保険の二重課税問題に対応し、平成12～16年分所得税の特別還付金給付制度を創設しました。

これに伴い、内子町でも個人住民税・国民健康保険税の特別還付金を給付します。なお、対象者は請求手続きが必要です。

●**対象**　12年以降に相続などによる保険年金を受け取った人で個人住民税が納め過ぎになっている納税義務者のうち、地方税法の規定による還付が受けられない人

●**給付額**

(1)個人住民税　13～17年度に納付した個人住民税のうち所得税の特別還付金に該当した部分の住民税相当額

(2)国民健康保険税　(1)に伴う所得額計算の変更によって過払いとなる額

●**請求期限**

24年11月14日（水）

【問い合わせ】
税務課　住民税係・保険税係
☎0893（44）6153

特定最低賃金改正のお知らせ

愛媛県労働局は特定最低賃金を改正し、12月25日から施行します。

●**改正後の特定最低賃金**

(1)パルプ、紙製造業＝780円
(2)はん用、生産用、業務用機械器具製造業＝792円
(3)電気機械器具、情報通信機械器具製造業＝760円
(4)船舶製造・修理業、舶用機関製造業＝804円
(5)各種商品小売業＝699円

※いずれも1時間あたり

●**注意事項**　特定最低賃金の適用除外労働者および(1)～(3)のうち適用除外業種に該当する場合は愛媛県最低賃金が適用されます。

・1時間あたり＝647円
（23年10月20日から）

【問い合わせ】
○愛媛労働局　賃金室
☎089（935）5205
○八幡浜労働基準監督署
☎0894（22）1750

国民健康保険の届け出をお忘れなく

日本は、いざというときに安心して医療を受けられるよう「国民皆保険」制度を施行しています。健康保険・共済保険・後期高齢者医療制度などに加入していない人は国民健康保険に加入しなければなりません。

国民健康保険に関する届け出は、異動があった日から14日以内に行うことになっています。右の表に該当するときは忘れずに届け出をしましょう。

【届け出・問い合わせ】
○住民課　国保係
☎0893（44）6152
○内子総合窓口センター（内子分庁内）
☎0893（44）2112
○内子町役場小田支所
☎0892（52）3111

	こんなときは届け出を	手続きに必要なもの
加入	内子町へ転入した	印鑑、保険証（※1）
	職場の健康保険を脱退した（本人、被扶養者）	印鑑、保険証（※1）、健康保険資格喪失証明書
	子どもが生まれた	印鑑、母子手帳、保険証
	生活保護の適用を受けなくなった	印鑑、保険証（※1）、生活保護廃止決定通知書
脱退	内子町から転出する	印鑑、保険証
	職場の健康保険に加入した（本人、被扶養者）	印鑑、保険証、職場の保険証（加入証明書）
	国保加入者が死亡した	印鑑、保険証、葬祭執行者（喪主）が確認できるもの、葬祭執行者の口座番号が分かるもの
	生活保護を受けるようになった	印鑑、保険証、生活保護開始決定通知書
その他	住所（町内）、氏名、世帯主の変更	印鑑、保険証
	退職者医療制度の対象になった	印鑑、保険証、年金証書（加入月数が記載されているもの）
	修学などで他市町村に下宿する	印鑑、保険証、在学証明書など
	保険証をなくしたとき	印鑑、身分を証明できるもの（運転免許証など）

（※1　世帯にすでに国民健康保険加入者があり、追加加入する場合）

農業委員会選挙人名簿登載申請のお願い

内子町農業委員会選挙人名簿は毎年、有権者からの申請に基づいて調製されます。名簿に掲載されていない人は投票もリコール請求もできなくなりますので、次の要件を満たしている人は必ず申請してください。

●**登載の要件**

①内子町内に住所がある人
②年齢が満20歳以上の人
③次のいずれかに該当する人
(ア)10㌃以上の農地について耕作の業務を営む人
(イ)(ア)の耕作業務を営む人の同居の親族またはその配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事している人
(ウ)10㌃以上の農地について耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主で、年間おおむね60日以上耕作に従事している人

※町外に農地を所有し耕作の業務を営んでいる人で、要件を満たす人も申請してください。

※申請用紙は内子町農業委員会にあります。

【申請窓口・問い合わせ】
内子町農業委員会
（内子分庁内）
☎0893（44）2113

石油ストーブなどの取り扱いに注意しよう

石油ストーブ・電気ストーブなどを正しく使用していますか。

ストーブ使用中の火事により、高齢者や介護を受けている人が亡くなったり、けがをしたりするケースが増えています。火災はちょっとした油断から発生します。次のようなことに注意し、安全に使用しましょう。

●**ストーブ使用中の注意**

・ストーブを布団に近づけて使用しない。
・給油するときは、必ず火を消す。
・ストーブの前や上に、洗濯物などを干さない。
・カーテンや新聞など燃えやすいものの近くにはストーブを置かない。

【問い合わせ】
大洲消防署内子支署
☎0893（43）0119

Proud! 東日本大震災の復興を支援しよう Japan

防災コラム＿8

もしもに備えて家庭で防災対策を

地震の被害を最小限に抑えるためには家庭内の防災対策が重要です。阪神・淡路大震災では、死亡者の8割以上は建物倒壊による圧死が原因、負傷者の半数近くは家具の転倒が原因だったといわれています。万一の場合に備えて、日ごろから家庭で防災対策を行いましょう。

家屋の耐震診断・補強

内子町では木造住宅の耐震診断にかかる費用の一部を補助しています。条件や補助額など、詳しくはお問い合わせください。
○建設デザイン課
☎0893（44）6157

食料品・飲料水・医薬品などの備蓄

大規模な災害が発生すると、食料品の入手や、すぐに病院で治療を受けることが困難になる可能性があります。このため救援活動が受けられるまでの間それぞれの家庭で生活できるように、備蓄品などを準備しておくことが必要です。

■**備蓄品のリスト**

◎食料品・飲料水（最低3日分）
主食：米・乾パン・インスタント食品など
副食：漬物・梅干し・缶詰など
調味料：みそ・しょうゆ・塩など
飲料水：1人につき1日3ℓ
※その他、多目的に使えるよう風呂に水を貯めておく。

◎救急医薬品
包帯・ガーゼ・三角巾・体温計・はさみ・ピンセット・目薬・風邪薬など

非常時持出品
携帯ラジオ・懐中電灯・乾電池・現金・貴重品・衣類・タオル・ティッシュペーパーなど

【問い合わせ】
総務課　消防防災係
☎0893（44）6150

※「Proud! Japan」運動は、広報紙を通じた心の支援を目的に、全国から被災地へエールを送る取り組みです。